

令和5年7月25日

事業者殿

陸上貨物運送事業労働災害防止協会小倉分会

8月「フォークリフト運転業務従事者教育」ご案内

昭和63年の労働安全衛生法の改正により、危険有害業務に就いている者に対し安全衛生教育を行なうべき事が規定されその当該業務である「フォークリフト運転業務従事者」に対しての安全衛生教育の実施が平成元年5月22日付けで労働省より教育方針として公表されました。

当協会では、この教育方針に示された新しいカリキュラムに基づきフォークリフトによる労働災害を防止するため、フォークリフト運転技能講習を修了してから5年を経過された方を対象に安全衛生教育を下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

なお、本講習は平成2年3月1日基発第114号労働省労働基準局長通牒に基づくものです。

敬具

記

1. 日時 8月25日（金） 9:00~16:00
2. 場所 北九州緊急物資輸送センター
北九州市小倉北区西港町9-14
3. 受講料 9,405円（テキスト代1,705円含）

※申込要領

受講を希望される方はまず電話にて受講の予約をしてください。（後ほど申請要領・詳細をFAX致します。）

予約電話 093-561-5749

※お問合せ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会小倉分会

北九州市小倉北区西港町9-7

TEL 093-561-5749